

所沢市都市計画法第34条第7号許可運用基準

1 関連事業

市街化調整区域内において現に工場の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業（以下「関連事業」という。）とは、市街化調整区域内に現に存する日本標準産業分類大分類 E 製造業に分類される工場（以下「既存工場」という。）と、次に掲げるいずれかの関係にある事業とする。なお、この関係は数量及び金額におけるものであること。

- (1) 既存工場における事業の原材料の5割以上を、自己の事業における生産物の中から納入すること。
- (2) 既存工場における事業の生産物の5割以上を、自己の事業における原材料として受け入れること。
- (3) 自己の事業の原材料の5割以上を、既存工場における事業の生産物の中から受け入れること。
- (4) 自己の事業の生産物の5割以上を、既存工場における事業の原材料として納入すること。

2 開発区域の規模等

- (1) 開発区域は、原則として既存工場に隣接する土地であること。
- (2) 開発区域の規模は、500平方メートル以上とする。

3 予定建築物等

- (1) 予定建築物等は、関連事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物とする。
- (2) 予定建築物の高さは10メートル以下とする。

附 則

この基準は平成19年11月30日から施行する。